

第32回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成30年9月5日(水) 午後2時00分～午後3時25分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎3階中会議室(新庁舎)
3. 出席委員 【農業委員】(11人)
2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、5番 濱口佳史、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、9番 宮川陽子、10番 堀野裕一、
12番 福留康弘、13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(7人)
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、
5番 篠田 博、6番 尾崎澄夫、7番 福井正一
(事務局：書記 森下、宮地洋)
4. 欠席委員 【農業委員】(3人) 1番 小谷健児、8番 伊芸精一、11番 篠田 開、
【推進委員】(0人)
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第1号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について(1件)
議案第2号 形状変更に関する届出の報告(1件)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議
議案第5号 黒潮(黒潮町)農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更
について協議
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 時間も来まして、予定の方も揃いましたので9月の定例会を始めたいと思います。

昨日の台風が嘘のように今日は良い天気です。また、夏が戻ってきたような感じで関西地区の方では大変大きな被害が出ています。幸いなことに当地区では大きな災害は出ておりません。南部の方でも一寸ビニールを遣られた所がありますが、あまり農家が被害を受けたと聞いておりません。佐賀の方でも無かったと聞いておりますが、黒潮町は良かったと思います。何時また台風が出来るかわかりませんが、会のたびに台風のことを言っていますが、お気御付け願いたいと思います。

それでは早速、今日の欠席者でございますが、小谷委員と伊芸委員、それから篠田委員がハウス修理の為、欠席ということでございまして、3名の欠席となっておりますが会としては成立しております。今日の議事録署名人ですが福留委員と松本委員にお願いしたいと思います。それでは早速始めたいと思います。

それでは、議案第1号農地法第5条許可申請について、1件出ていますが事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第1号農地法第5条、転用を目的にした農地の権利移動による許可申請が1件出ておりますので御説明させていただきます。まず資料の1ページを御覧ください。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地、黒潮町熊井字ヲカワキ206番1、田、411㎡。理由としては、住宅用地、譲受人現在両親と同居は、結婚を予定しており、自宅を新築したい。ということです。資料の方は2ページから10ページとなっております。先だって今年の2月の定例会ですが、今回の案件の農用地の除外を事前に県の方も同意ということで、8月の先日ですけれども町の方も今回除外が出来ましたので転用ということになりました。資料の方が2ページが航空写真での位置図。3ページが住宅地図。4ページが航空写真の申請地の拡大写真。5ページが公図。6ページが排水計画図。7ページ、8ページが住宅等の計画図。9ページ、10ページが現況写真となっております。まず、今回の区域につきましては8月に農用地の区域を除外したということで、農用地区域外ということになります。利用権の設定についてはありません。土地の利用計画につきましては、現在こちらの用地を洪水が有るたびに奥の谷から水の量が多い時がある為に、現在の現況を約1m位嵩上げ、周りをコンクリート擁壁を新設して盛土で嵩上げを行う予定となっております。駐車場が予定としまして夫婦所有の3台分の駐車を予定しています。排水計画につきましては、生活排水は浄化槽を経由して道路排水路へ放流する予定となっております。資金計画につきましては、〇〇〇〇となっております。また、隣接地の同意につきましては全ていただいています。その他農地区分につきましては、こちらの農地は第2種の農地ということで問題はありません。事務局からは以上です。

議長 今、事務局の説明が終わりました。担当委員さん補足説明があれば御願います。

〇〇委員 農用地区域からの除外は先月完了ということで、若い方が地域に住んでくれるのは良いことなんですけれど、防火水槽が有るんですけれどそのまま利用します。問題は無いと思います。

議長 担当委員さんからの説明が終わりました。何か質疑質問が有れば御願います。

事務局 すみません。補足で事務局から1点説明させていただきます。6ページをご覧ください。真ん中に赤字で今回の申請地を予定しておりまして、申請地の左上に集水桝ということで、カッコ書きで雨水、生活排水の処理で放流地を書かしてもらっていますけれども、申請地から赤字で放流する予定になっていまして、水路なんですけれども矢印の方向でいくと完全な排水路ということで、隣接地にも田んぼはあるんですけれど、田んぼの方の用水としましては申請地より右側にちょっと行くと、水路が奥の谷から取ってくる川沿いが有るんですが、奥から川がつつこんで水路が申請地の下を通過して、また、その左の方に行くような形で隣接の田んぼの方に引き込むような形になりますので、今回の宅地にして家が建ったとしても排水にしても影響は無いということの説明させていただきます。

議長 排水については問題は無いということですのでございます。

何か、無ければ承認を受けたいと思いますが。

(質疑なし)

議長 無いようですので、承認を受けたいと思います。この議案第1号承認されます方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長 はい、挙手全員でございます。議案第 1 号につきましては承認されました。
続きまして、議案第 2 号形状変更届の報告事項ということで 1 件出ております。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号形状変更届について 1 件出てきております。

1 ページを御覧ください。届出人、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。届出地、黒潮町出口字鉄炮田 387 番 1、田、165 m²。届出理由、土を入れ、田から畑に変更し、果樹を栽培したいため。ということになっております。資料の方は 11 ページから 17 ページとなっております。今回の申請地ですが、届出地ですが先月 3 条の方で申請があった所になっております。資料の方が 11 ページ航空写真。続きまして住宅地図。13 ページの届出地の航空写真の拡大図。14 ページに公図。15 ページに今回の嵩上げをする断面図を合わせたものになっております。16 ページに付きまして、実は出口の方が地籍調査が済んでおりまして、そちらの方を行政書士さんの方が改めて今回出てきております。説明の方は後でさせていただきますが、その後 17 ページが現況写真となっております。17 ページですが、先月の定例会では、公図の方を説明させて頂いておりまして、実は公図の方が、昔の方がですね、現在真ん中に青い斜線が有ると思いますが、その内の左側の方で先月一旦 3 条の許可を得たんですけれども、その後、今回形状変更の申請が出た時にですね、行政書士さんから実は現地の方が数年前にしておりまして、もう境界等は立会人を現地を立てて、16 ページの測量図のようになっておりますということで、17 ページに戻りますと、ほぼ現況の赤枠で括りました 1 筆まるまるが今回の届出地になるということで、今後法務局の方に面積等が変わりますので、そのことを説明させていただきます、ということの説明がありましたので、現地の方は 1 筆がこの地番になるということの説明がありました。法務局の方は、先日の定例会が終わりまして 8 月 13 日に所有権の移転となっております。予定では果樹の桃を植えたいということです。事務局からは以上です。

議 長 前回の定例会で出た所でございますが、私が担当いたしました。前回 2 筆になっておりました。これが、1 筆になると事務局から説明がありました。前回出てきた所で今回は調査言うか話を前に聞いたので会いませんでした。現地も田は作っておりません。畑の状態でございます。これに、今工事をしている〇〇〇〇に依頼して、余った土を入れてもらって嵩上げをして、畑として果樹を植えたいと話していました。今、言っているように桃を植えたいということでございます。それで、この道路が有りますが、この奥に〇〇〇〇君の家が有りまして、畑として利用したいということでございます。私の方からは以上でございます。この件について何か質問等あればお願いします。

(質疑なし)

議 長 それでは承認を受けたいと思います。この議案第 2 号形状変更届承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第 2 号に付きましても承認されました。

続きまして、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号につきましては、資料が別紙になっておりまして、1 ページをご覧ください

い。

(資料を基に整理No.30-27 から 30-30 まで内容を説明する)

議 長 事務局の説明が終わりました。利用権の設定について質疑質問のある方。

〇〇委員 ハウスに貸してある 2 件の借地代がかなり違うがなぜか。

事務局 30-27 の方は、農地だけでハウスは借受人がレンタルで建てています。もう一方の 30-30 は農地もハウスも全部借るようになっています。その違いだと思います。

議 長 本人同士で決めることですので、農業委員会で決めるわけにはいかないと思います。他に質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑が無ければ承認を受けたいと思います。議案第 3 号につきまして承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。議案第 3 号につきまして承認されました。

続きまして、議案第 4 号認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 4 号も別冊の資料となっています。まず表紙から行きます。今回 1 件出てきております。氏名、〇〇〇〇。内容が、トラクター導入となっております。資料が 1 ページから最後 20 ページまでとなっております。

(以降、資料を基に内容を説明する)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑質問のある方御願います。

(質疑なし)

それでは、議案第 4 号〇〇〇〇の資金借入について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数でございます。議案第 4 号について承認されました。

議案第 5 号 黒潮町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について協議、について事務局の説明をお願いします。

事務局 資料の方が郵送しました第 1 号、2 号のある資料となります。1 ページをお願いします。議案第 5 号ですが、農用地の除外の案件が 1 件出てきております。申請人の方ですが、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。申請地が黒潮町佐賀字ゲシヤシキ 2695 番、田、650 m²のうち 30 m²。申請理由としまして、現在の墓地は山頂にあり、高齢により足腰が衰弱し、他に土地がないため。となっております。資料が 18 ページから 26 ページとなっています。18 ページが航空写真での位置図。19 ページが住宅地図。20 ページが航空写真の拡大となっております。21 ページが公図。22 ページが墓地の配置図。23 ページが墓地の申請図となっております。24、25、26 ページが現況の写真となっております。こちらの農用地区域は、今回協議の案件が出てきておりますので農用地につきましては区域内となっております。利用権の設定については有りません。事務局からは一旦以上です。

議 長 今、事務局からの説明が終わりました。担当委員さん補足説明が何か有ればお願いします。

〇〇委員 2回ほど連絡して、今日も来る前も連絡したんですけど本人と会うことが出来なくて、事務局の方が説明してくれたとおりでと思います。

議 長 現地に詳しい方居りませんか。弘瀬委員詳しくないですか。

〇〇委員 耕作放棄地の調査に何時も通ってますが、航空写真では綺麗に田んぼになってますが、〇〇〇〇さんという方は農地を借りたりして苗木を作りよった方で、現在苗木を作りよったがを止めて耕作放棄地になっていて差支えは無いと思います。

議 長 今、〇〇委員から詳しく説明がありましたが、何かこの件について有りませんか。これは墓地ということですが、周辺の同意は出てますか。

事務局 事務局の方に出てきている申請書には、隣接地の所有者の同意は全て整って出てきています。並びに地元の区長さんの同意も出ています。

議 長 何か質問有りませんか。農用地区域からの除外ということですが。
(質問なし)

議 長 いいですか。承認を受けたいと思いますが、それでは議案第5号につきまして承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。議案第5号につきましても承認されました。

議 長 それでは、(3) その他の討議・報告事項について、を議題とします。事務局の方から何かあればお願いします。

事務局 3番その他の討議・報告事項について、事務局からは有りません。

議 長 事務局の方は無いそうですが、委員さんの方からは有りませんか。

委 員 ありません。

議 長 それでは、その他についてお願いします

事務局 ○その他について、事務連絡3件について説明する。

議 長 長時間有り難うございました、これで定例会を終わりたいと思います。御苦労様でした。

(午後3時25分終了)